

仙台市設計単価策定要領に関する運用（土木工事編）

（令和3年3月31日 都市整備局長決裁）

1. 目的

本運用は、「仙台市設計単価策定要領（以下、「要領」という。）」の適正な運用を図り、仙台市（公営企業を除く。）が発注する土木工事、及び設計、測量、地質調査その他の工事に関連して行う業務並びに道路、公園等の清掃（除融雪、除草、伐採、剪定を含む。）業務委託の設計単価の策定について必要な事項を定め、予定価格を適正に算定することを目的とする。

2. 用語の定義

本運用で用いる用語は、要領2.用語の定義によるほか、以下による。

公表価格：メーカーの取引希望価格（カタログ掲載価格を含む。）をいう。

現場着価格：荷渡し場所が現場で荷卸費まで含んだ価格をいう。

現場車上渡し価格：荷渡し場所が現場で荷卸費を含まない価格をいう。

工場（店頭）渡し価格：工場（店頭）の積込み渡しの価格をいう。

各種協会等：工事や委託などで、その工種を使う業界団体をいう。

3. 物価資料各課単価の作成方法

物価資料に掲載されている公表価格は参考価格であることから、当該価格をそのまま採用してはならない。

4. 見積単価

物価資料に掲載されておらず、かつ要領5.3.2特別調査単価に該当しない資材については、見積りにより対応する。また、要領5.3.2特別調査単価にて実施した特別調査において、調査適用外（調査不可能）となった場合は、見積りにより対応する。

同一年度内で、他の工事等において同一資材等の特別調査を実施した結果（技術管理室で掲載しているものに限る。）がある場合は、条件等を十分に比較検討し、そのまま採用できると判断した場合は、新たに特別調査の実施を行わず、当該特別調査結果を使用することができる。

4.1 見積りの徴収方法

「工事等に係る参考見積徴収基準」に定めるほか、次により見積りを徴収する。

- ・見積りを依頼する場合は、形状寸法、品質、規格を明示し、様式1及び様式2により見積依頼を行うこと。原則として、納入場所は市内一円とし、大口扱い（これによりがたい場合は物価資料の「掲載価格の条件」などにより判断）、現場着価格として、見積りを徴収すること。
- ・見積書には、現場着価格、現場車上渡し価格、工場（店頭）渡し価格等の区別を明示させること。
- ・見積書には実勢価格を記載させること。
- ・見積書の有効期限は年度末を原則とする。

4.2 徴収した見積りによる設計単価の策定方法

- ・策定に用いる見積りの値は、見積平均値から30%以上乖離する値を排除した最低値とし、要領6.資料等単価の端数処理方法に準じて端数調整したものを設計単価として策定する。
- ・見積平均値から30%以上乖離する値を排除した結果、有効な見積りが3者未満である場合は、再度追加の見積りを行うこと。ただし、製造業者及び専門工事業者等が3者に満たない場合は、この限りでない。

- ・設計単価を策定した際には様式 3 に整理して設計書に原本を添付する。また、設計単価を様式 7 に取りまとめ、電子データ(決裁が完了した PDF 及び Excel)を技術管理室に提出すること。
- ・上記により提出された資材は、本市内部向けとして、技術管理室のキャビネットに掲載し各設計者等に周知する。なお、本市外部向けに公表はしない。

4.3 見積り微収の省略

- ・同一年度内で、他の工事等において同一資材等の見積りを微収した結果（ただし、技術管理室で掲載しているものに限る。）がある場合は、見積条件等を十分に比較検討し、そのまま採用できると判断した場合は、新たに見積りを微収せずに、当該見積結果で単価策定をすることができる。
- ・採用の判断にあたっては、見積り微収を行った担当者より必要な資料入手のうえ、十分な検討を行い、単価を策定するものとする。

4.4 計算例

- ・見積平均値から 30%以上乖離する値がない場合は、最低値を採用する。なお、要領 6. 資材等単価の端数処理方法に準じて端数調整したものを単価として策定する。

品目	価格	平均との差	判定	計算方法	採用
見積り①	1,000	18.8%	○	(1,233-1000)/1,233	○
見積り②	1,100	10.8%	○	(1,233-1100)/1,233	
見積り③	1,600	29.7%	○	(1,233-1600)/1,233	
平均値	1,233				

- ・見積り③が見積平均値から 30%以上乖離し、有効な見積りが 3 者未満となるため、追加見積りを微収する。

品目	価格	平均との差	判定	計算方法	採用
見積り①	1,000	21.1%	○	(1,267-1000)/1,267	
見積り②	1,100	13.2%	○	(1,267-1100)/1,267	
見積り③	1,700	34.2%	×	(1,267-1700)/1,267	
平均値	1,267				

5. その他（施工歩掛等）

積算基準に記載のない工種については、各種協会等で設定している歩掛等または見積りにより歩掛等を策定し、その手順は図 1 による。

5.1 各種協会等で設定している歩掛等をそのまま用いて策定する場合

- ・各種協会等で設定している歩掛等のうち、別表に記載の使用可能協会等歩掛については、そのまま採用できる。
- ・採用する歩掛等の中に、積算基準及び設計単価（以下、「積算基準等」という。）、にある内容を一部含む場合については、その内容を積算基準等の内容に置き換えて歩掛等を策定すること。

5.2 上記によることができず見積りにより歩掛等を策定する場合

「工事等に係る参考見積微収基準」に定めるほか、次により見積りを微収する。

- ・見積りを微収する内容は必要最小限とし、原則として工種単位（単価表単位）毎に微収すること。
- ・見積りを微収する際は、現場条件、出来形等を明示し、様式 4 及び様式 5 により見積依頼を行うこと。また、見積条件として、公表されている積算基準等との整合を図るよう明記すること。
- ・工事一式または工種一式で見積りを微収する際は、必ずその内訳を単価表レベルまで添付させること。

- ・見積書の中に、積算基準等にある内容を一部含む場合については、その内容を積算基準等の内容に置き換えて施工歩掛等を策定すること。
- ・施工歩掛等の策定においては、見積平均値から30%以上乖離する値を排除し最低値を採用する。なお、見積依頼先から複数の工種の見積りを徴収した場合は、工種毎の最低値を採用することなく、工種の合計額が最低値となるものを採用すること。
- ・見積書の有効期限は年度末を原則とする。
- ・施工歩掛等を策定した際には、様式5及び様式6に整理して設計書に原本を添付する。また、施工歩掛等を様式7に取りまとめ、電子データを技術管理室に提出すること。
- ・上記により提出された資料は、本市内部向けとして、技術管理室のキャビネットに掲載し各設計者等に周知する。
- ・同一年度内で、他の工事等において同一工種の見積りを徴収した結果（ただし、技術管理室で掲載しているものに限る）がある場合で、見積条件、現場条件等を十分に比較検討し、そのまま採用できることと判断した場合は、新たに見積りを徴収せずに、当該見積結果で施工歩掛等を策定することができる。なお、積算基準等の改定があった場合でかつ見積書の中に、積算基準等にある内容を一部含む場合については、再度、その内容を積算基準等の内容に置き換えて施工歩掛等を策定すること。
- ・上記による採用の判断にあたっては、見積り徴収を行った担当者より必要な資料入手のうえ、十分な検討を行い、施工歩掛等を策定するものとする。

附 則（令和3年3月31日）

この運用は令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和3年9月27日）

この改正は令和3年10月1日から実施する。

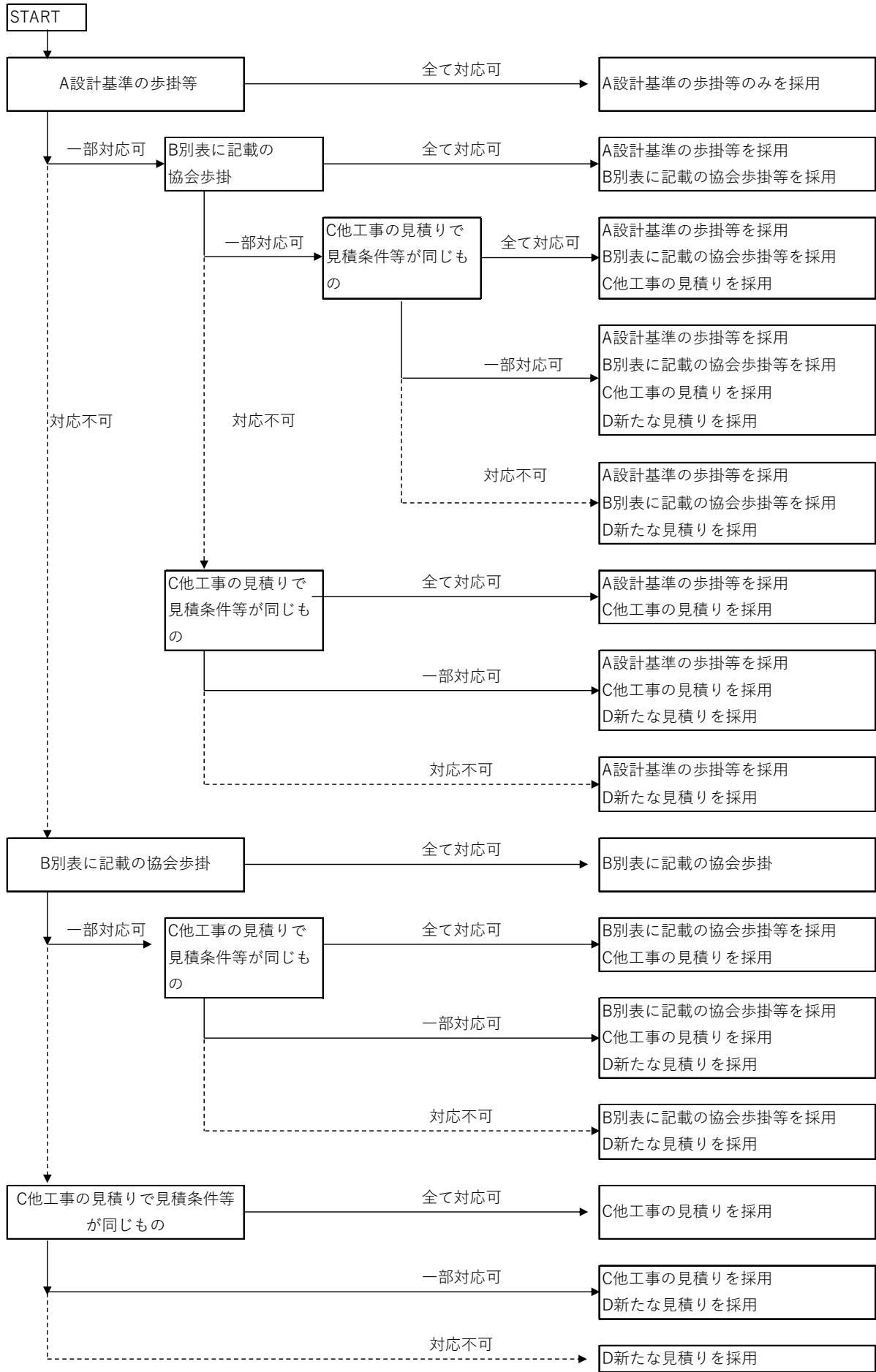


図 1 施工歩掛等の決定フロー

使用可能協会等歩掛

(工事関係)

番号	協会歩掛名	発行元	備考
1	建設工事標準歩掛	(一財)建設物価調査会	
2	工事歩掛要覧(建築・設備編)	(一財)経済調査会	
3	公共住宅建築工事積算基準	創樹社	
4	屋外体育施設舗装工事積算の手引き	(公社)日本体育施設協会	
5	グラウンドアンカー積算ガイドブック	(一社)日本アンカー協会	
6	橋梁架設工事の積算	(一社)日本建設機械施工協会	
7	ロープネット工積算基準	シーシーエム(CCM)協会	
8	下水管路管理積算資料	(公社)日本下水管路管理業協会	一部委託含む
9	下水道施設維持管理積算要領	(公社)日本下水道協会	一部委託含む
10	下水道用設計積算要領	(公社)日本下水道協会	一部委託含む
11	水道事業実務必携	全国簡易水道協議会	一部委託含む
12	ロックボルト工積算資料(参考)	(一社)全国特定法面保護協会	
13	ソイルコンクリート工法設計・施工指針(案)	簡易吹付法枠協会	
14	SGICP工法積算資料	3SICP技術協会	
15	ECW工法 標準積算資料	ECW工法協会	
16	SUPERJET工法 積算資料	SUPERJET研究会	
17	SPR工法積算基準	日本SPR工法協会	
18	セイフティーオーガ・パイラーア工法	セイフティーパイラーア協会	
19	推進工法用設計積算要領 泥濃式推進工法編	(公社)日本推進技術協会	
20	推進工法用設計積算要領 鋼製管推進工法 取付管推進工法編	(公社)日本推進技術協会	
21	推進工法用設計積算要領 推進工法用立坑編	(公社)日本推進技術協会	
22	推進工事用機械器具等損料参考資料 (損料参考資料)	(公社)日本推進技術協会	
23	大口径岩盤削孔工法の積算	(一社)日本建設機械化協会	
24	アーバンリング工法 積算資料	アーバンリング工法研究会	
25	土地改良工事積算基準(土木工事)	(一社)農業農村整備情報総合センター	
26	土地改良工事積算基準(機械経費)	(一社)農業農村整備情報総合センター	
27	農業集落排水施設標準積算指針	(一社)地域環境資源センター	
28	SHミニ工法鋼製さや管方式・ボーリング方式 (二重ケーシング式)設計図書作成要領	SHスーパー工法協会	
29	治山林道必携 積算・施工編	(一社)日本治山治水協会 日本林道協会	
30	流動化処理工法標準積算資料	流動化処理工法研究機構	
31	リフトイン工法設計積算資料	リフトイン工法研究会	
32	SPR-SE工法積算基準	積水化学工業株式会社	
33	ケコム工法積算資料	ケコム協会	
34	ミニシールド工法	ミニシールド工法研究会	
35	基本歩掛り表(下水道用) ※エポ工法	全国エポ工法協会	
36	災害復旧工事の設計要領	(公社)全国防災協会	
37	小口径管推進工法 高耐荷力方式	(社)日本下水管渠推進技術協会	
38	プラボ・KA-TE工法	全国カテシステム工法協会	
39	SDライナー工法 積算資料	SDライナー工法協会	
40	ダンバー工法積算資料	EX・ダンバー協会	
41	先端翼付き回転貫入鋼管杭「つばさ杭」(開端タイプ及び閉端タイプ)積算マニュアル(案)	つばさ杭技術協会	
42	橋梁補修の解説と積算	(一財)建設物価調査会	
43	硬質地盤クリア工法(鋼矢板圧入標準積算資料)	(一社)全国圧入協会	
44	ガンバイル工法積算要領	ガンバイル工法研究会	
45	FRP内面補強工法積算資料	FRP工法協会	
46	FFT-S工法積算資料	FFT工法協会	
47	コンパクトシールド工法積算資料	コンパクトシールド工法研究会	
48	桁下オーガ工法、桁下パイラーア工法	セイフティーパイラーア協会	
49	ユニネット工法標準積算資料	ユニネット工法研究会	

(委託関係)

番号	協会歩掛名	発行元	備考
1	土地区画整理事業調査設計費積算資料	(公社)街づくり区画整理協会	
2	全国標準積算資料	(一社)全国地質調査業協会連合会	
3	公園・緑地の維持管理と積算	(一財)経済調査会	
4	建築保全業務積算基準	(一財)建築保全センター	
5	測量積算資料 地上測量	(一社)全国測量設計業協会連合会	
6	下水管路施設改築・修繕に関する設計委託業務標準歩掛(案)	(一社)管路診断コンサルタント協会	
7	治山林道必携 調査・測量・設計編	(一社)日本治山治水協会 日本林道協会	
8	土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)	(一社)農業農村整備情報総合センター	
9	東北地方整備局用地調査等業務費積算基準	国土交通省東北地方整備局	
10	設計等標準積算基準書(自然公園編)	環境省	
11	電気通信施設設計業務積算基準	国土交通省	

(様式1)

文 書 番 号

年 月 日

様

仙台市長

見積書の提出依頼について(依頼)

このことについて、事業執行上の参考資料といたしたく下記により、当該資材についての見積価格(様式2)を提出されますようお願い申し上げます。

記

品名	様式2に記載のとおり
規格寸法	"
見積有効期間	"
決裁条件	現 金

1. 提出期限 年 月 日 迄

2. 提出部数 1部

3. その他(注意事項等)

(1)本依頼は、工事費等を算出するうえで「参考」とするものであり、本市が行う工事等において特

別な扱いをするものではありません。

(2)見積書作成に要する費用は、貴社負担にてお願ひいたします。

(3)見積書を提出していただいた後、不明な点等について問い合わせを行う場合がありますので、

必ず担当の方のお名前及び連絡先を記入して下さい。

(4)見積書作成にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行わないで下さい。また、競争を制限する目的で他社の者と価格について、いかなる相

談も行わずに見積書を提出して下さい。

(5)提出していただいた見積書は、目的(工事費等の算出)以外には使用いたしません。ただし、見積書の開示請求があった場合には、原則として、会社名、連絡先等を除き開示いたします。

(6)埠出にていたりいた目録書を其の太字にて設計図価額にて価額算定いたるの外ハ
4. 問い合わせ及び提出先

〒〇〇〇-〇〇〇〇

仙台市〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号

〇〇局(区)〇〇部〇〇課〇〇係

〇〇 〇〇(担当者氏名)

TEL 022-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 022-〇〇〇-〇〇〇〇

(様式2)

年 月 日

(あて先) 仙 台 市 長

◎取引条件

見積有効期間

納 入 場 所

年 月 日迄
市内一円

会社名

印

(担当:〇〇 〇〇 連絡先:〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

品名	形状寸法・規格・品質	単位	見積価格 (実勢価格)	引渡し条件	備考

【注記】

1. 実勢価格には、実際に取引される値を記載して下さい。
2. 消費税抜きの単価にして下さい。
3. 引渡し条件には、「現場着価格」、「現場車上渡し価格」、「工場(店頭)渡し価格」等の区分を記載して下さい。
4. 備考欄には、その他特に付すべき条件を記載して下さい。

(様式3)

見積書による設計単価策定書

設計者所属 職・氏名	工事名等	起案年月日	年 月 日	
		決裁年月日	年 月 日	

資材 番号	資材名等 形状寸法	単位	策定単価 (円)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

会社ごとの見積価格

会社 資料 番号								引渡条件
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
備 考								

(参考)

仙台市設計単価策定要領 6.資材等単価の端数処理方法

単価種別	端数処理方法	端数処理の例	
		端数処理前	→ 端数処理後
生コンクリート(㎥当たり)	10円未満切捨て	11,111円	→ 11,110円
アスファルト合材(t当たり) 骨材類(㎥当たり)	50円未満切捨て	11,111円 11,777円	→ 11,100円 → 11,750円
鋼材・丸鋼 (t当たり)	500円未満切捨て	11,111円 11,777円	→ 11,000円 → 11,500円
PCより線・PC鋼棒(kg当たり) 燃料(l当たり)	0.1円未満切捨て	11.11円	→ 11.10円
上記以外の資材等単価	うち、1円未満のもの	0.01円未満切捨て	0.111円 → 0.110円
	うち、1,000円未満のもの	1円未満切捨て	111.1円 → 111.0円
	うち、1,000円以上 10,000円未満のもの	10円未満切捨て	1,111円 → 1,110円
	うち、10,000円以上のもの	100円未満切捨て	11,111円 → 11,100円

(様式4)

文 書 番 号

年 月 日

様

仙台市長

見積書の提出依頼について(依頼)

このことについて、事業執行上の参考資料といたしたく下記により、当該業務についての見積価格(様式5)を提出されますようお願い申し上げます。

記

見積内容	様式5に記載のとおり
見積有効期間	"

添付資料 : (参考図面、見積仕様書 等)

1. 提出期限 年 月 日 迄

2. 提出部数 1部

3. その他(注意事項等)

- (1)本依頼は、工事費等を算出するうえで「参考」とするものであり、本市が行う工事等において特別な扱いをするものではありません。
- (2)見積書作成に要する費用は、貴社負担にてお願ひいたします。
- (3)見積書を提出していただいた後、不明な点等について問い合わせを行う場合がありますので、必ず担当の方のお名前及び連絡先を記入して下さい。
- (4)見積書作成にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行わないで下さい。また、競争を制限する目的で他社の者と価格について、いかなる相談も行わずに見積書を提出して下さい。
- (5)提出していただいた見積書は、目的(工事費等の算出)以外には使用いたしません。ただし、見積書の開示請求があった場合には、原則として、会社名、連絡先等を除き開示いたします。
- (6)提出していただいた見積書を基に本市にて設計単価として単価策定したものは、今後入札公告時に公表することもありますのでご留意ください。公告時に会社名を公表することはできません。

4. 問い合わせ及び提出先

〒〇〇〇-〇〇〇〇

仙台市〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号

〇〇局(区)〇〇部〇〇課〇〇係

〇〇 〇〇(担当者氏名)

TEL 022-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 022-〇〇〇-〇〇〇〇

(様式5-甲)

年 月 日

(あて先) 仙 台 市 長
見 積 内 容
見 積 有 效 期 間 年 月 日
見 積 条 件・仕 様 等 別紙のとおり
添 付 資 料

会社名

印

(担当:○○ ○○ 連絡先:○○○-○○○-○○○○)

本工事内訳表

工種・種別・細別	名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特記事項等						

(様式5-乙)

(様式6)

見積書による歩掛等策定書

起案年月日	年 月 日		
決裁年月日	年 月 日		
設計者所属 職・氏名		課長	係長
工事名			設計者

・採用する見積価格

会社名	見積(業務)内容	単位	策定価格(円)

・会社ごとの見積価格

会社名	特記事項(上段:見積価格、下段:単価置き換え後の価格)	見積価格(円)

・歩掛等策定までの経過等

(様式7)

下表のとおり取りまとめ、技術管理室あて提出します。

年 月 日

課長	係長	担当者